

専決処分の承認について

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

平成 27 年 6 月 2 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を早急に改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定に基づいて専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。



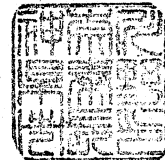


専 決 処 分 書

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、次に掲げる事項について、早急に対応する必要があるため改正する。

- (1) 子ども・子育て支援法第28条第1項第2号の特別利用保育又は同法第30条第1項第2号の特別利用地域型保育を受けるときの利用者負担額について、現に利用した施設又は事業にかかわらず、認定区分に係る額とすること。
- (2) 利用者負担額を負担すべき支給認定子どもの保護者の範ちゅうに、里親、養育里親及び児童養護施設等の長を加えるとともに、これらの者に係る負担額を定めること。



秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例（平成27年秦野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表を次のように改める。

認定区分	利用する施設又は事業	負担額を定める表
1号支給認定	保育所	別表第1
2号支給認定	特定教育・保育施設である私立の幼稚園	
1号支給認定	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育	
2号支給認定	又は事業所内保育	別表第2

別表第1備考中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 養育里親等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）である支給認定子どもの保護者に係る利用者負担額は、C階層に定める額と同額とする。

別表第2備考中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定子どもの保護者に係る利用者負担額は、賦課しない。別表第3において同じ。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正)

2 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例（昭和62年秦野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表備考中7を8とし、3から6までを4から7までとし、2の次に次のように加える。

3 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定子どもの保護者に係る利用者負担額は、賦課しない。